



## 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質及び基準

特定有害物質		指定基準	
		土壌含有量基準 (mg/kg)	土壌溶出量基準 (mg/L)
揮発性有機化合物	クロロエチレン	—	0.002 以下
	四塩化炭素	—	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	—	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	—	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 以下
	1,3-ジクロロプロペン	—	0.002 以下
	ジクロロメタン	—	0.02 以下
	テトラクロロエチレン	—	0.01 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	—	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	—	0.03 以下
	ベンゼン	—	0.01 以下
重金属等	カドミウム及びその化合物	150	0.01 以下
	六価クロム化合物	250	0.05 以下
	シアン化合物	50	検出されないこと
	水銀及びその化合物 (うちアルキル水銀)	15	0.0005 以下 (検出されないこと)
	セレン及びその化合物	150	0.01 以下
	鉛及びその化合物	150	0.01 以下
	砒素及びその化合物	150	0.01 以下
	ふっ素及びその化合物	4000	0.8 以下
	ほう素及びその化合物	4000	1 以下
農薬等	シマジン	—	0.003 以下
	チオベンカルブ	—	0.02 以下
	チウラム	—	0.006 以下
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	—	検出されないこと
	有機リン化合物	—	検出されないこと